

## 飼料作物生産拡大のための支援等について

都道府県名	支 援 等 の 要 望	回 答 等
<b>事業、予算、財源関係</b>		
岩手県	<p>国産粗飼料増産対策事業における事業主体の見直しについて 今年度、新たに設立した稲わら収集組織が事業申請しようとしたところ、取引がないこと等を理由に全農(農協)をはじめとする全国連に取り扱いを断られ、申請を断念した事例があった。 国産稲わらの利用拡大や事業を活用しての増産を推進していく上で、今後、このような組織も受け入れられるよう窓口の拡大について考慮していただきたい。</p>	<p>稲わらの利用拡大のためには、生産者団体による取組が極めて重要・不可欠であり、事業実施主体である全国連は、本件のような問題がないよう対応策を検討願いたい。</p>
岩手県	<p>強い農業づくり交付金(飼料基盤活用促進)に係る採択ポイントについて 本事業において、「飼料自給率の増加」を成果目標とした場合、草地整備及び草地再生改良ではポイントが低くなる。また、加算ポイントについても、現況自給率が全国平均を下回っている場合にはポイントが加算されず、事業実施ができないことが想定される。 このため、ポイントの考え方についての再検討をお願いしたい。</p>	<p>強い農業づくり交付金の配分基準については、必要に応じ見直しを行っているところであり、今般の意見を踏まえ検討してまいりたい。 なお、岩手県のようにある程度広がりのある面積が確保される場合(受益面積30ha以上)は、畜産公共事業の活用も検討願いたい。</p>
福島県	<p>草地畜産生産性向上対策事業の継続実施 経年化した草地は、雑草の混入による生産性の低下や、それに伴う遊休化による周辺環境への悪影響が懸念され、左記事業のうち高位生産性草地への転換に係る費用の一部を助成する事業の果たす役割は大きいことから、継続実施していただきたい。</p>	<p>当該事業は平成18年度で終期を迎えることから、自給飼料増産に資する事業項目の拡充を含め、継続実施に向けて検討してまいりたい。</p>
福島県	<p>地域肉用牛振興特別対策の継続実施 本事業で遊休農地等活用放牧推進事業で電気牧柵等の整備に対する助成があり、遊休農地の解消、農村環境の保全、低コスト省力化等が期待できるため継続実施していただきたい。</p>	<p>地域肉用牛振興対策事業は、肉用牛生産基盤の安定化を図るための取組等の支援を行ってきたところである。19年度についても、肉用牛生産基盤強化のための対策について検討してまいりたい。</p>
福島県	<p>飼料増産受託システム確立対策事業の面積要件の緩和 本事業実施要綱において、コントラクターの受託面積が「長期受委託計画の総受託面積が3年度目において20ヘクタールを上回っていることとする。」と定められているが、中山間地域では受託面積の拡大は困難であることから、面積要件を緩和して頂きたい。</p>	<p>本対策は、地域の飼料作物生産の中核となるコントラクターを育成することを目的としており、安定したコントラクターの運営のためには一定以上の規模が必要との観点から、目標とすべき面積要件を定めたところであり、これ以上の緩和は考えていない。</p>
長崎県	<p>強い農業づくり交付金事業における事業対象の拡充 現在、有刺鉄線牧柵、電気牧柵等が事業対象となっているが、牧柵自体を移動することが認められていない。(過去に本省、農政局からの指摘有り) 移動型牧柵は対象地が変わるとい問題があるが、遊休農地解消や耕畜連携、鳥獣害対策等の観点からニーズが高まっており、飼料自給率向上の面からも、移動型放牧の推進が不可欠である。 このようなことから、牧柵を移動することについて、対象事業に追加をお願いしたい。</p>	<p>本事業で牧柵を整備するためには、計画書に記載される受益地を対象に当該牧柵の整備が行われている必要があるが、計画された受益地内であれば、移動も可能と考える。</p>
鹿児島県	<p>本県では、作成した需給マップ等をもとに、来年度は、平成18年度以上に国産粗飼料増産対策事業(飼料用稲わら確保対策型)の活用を推進したいと考えているので、引き続き事業の予算確保をお願いしたい。</p>	<p>事業が継続されるよう、予算の確保等に努めてまいりたい。</p>

都道府県名	支援等の要望	回答等
九州農政局	<p>強い農業づくり交付金事業における現況ポイントの特例</p> <p>現在の強い農業づくり交付金の要望調査のポイント付けに際し、飼料増産、耕種作物活用型飼料増産、多角型農作業コントラクターの育成では、それぞれ、現況ポイントの配分基準が設けられているが、基準となるものが「都道府県の平均値」となっており、中山間地域等地域によっては現況がどうしても都道府県の平均値より上回ることができない。例えば、これまで飼料増産に積極的に取り組んでいなかった地域において、耕作放棄地を活用した放牧等を実施するための経費について補助を受けたい場合、その地域が飼料作付面積が殆ど無く、現況ポイントが獲得できないために、採択されなかったケースが相当ある。このままの採択基準であると、18年度の採択基準(11Pまで満額、10P:パー配分)のように高い基準となれば、いくら成果目標で8P獲得できても、加算ポイントの4Pが獲得できず、合計ポイントが低いために、このような地域はこれから先もずっと当事業を活用することが出来ない。</p> <p>このため、現在の配分基準の加算ポイントの部分について、市町村段階で現況の飼料作物作付面積等が都道府県平均を下回る中山間地等、耕作放棄地率が都道府県平均を上回る地域等は、「この限りでない」等の特例措置を設けることができないか。</p>	<p>「飼料増産の取組」、「耕種作物活用型飼料増産の取組」の加算ポイントについては、平成18年度から「1頭当たり飼料作付面積の都道府県平均値に対する増加割合」の他、「地域の直近の飼料自給率に対する増加割合」加算したところであり、いずれかの取り組みやすいポイントを採用し、積極的な事業の活用を図っていただきたい。</p> <p>耕作放棄地の活用に関するポイント等、現況ポイントの見直しの必要性等については、今後検討してまいりたい。</p>
<b>土地集積関係</b>		
兵庫県	<p>飼料畑の団地化に対する助成制度</p> <p>田の団地化には産地づくり交付金が出ており、団地化が進めやすい一方で、飼料畑へは助成制度がない。</p> <p>自給率向上のためにトウモロコシ等長大作物の作付拡大を図っているが、水田への作付には適していない。</p> <p>このようなことから、草地や飼料畑の団地化を推進する施策により、長大作物の作付拡大、飼料自給率向上が図られる。</p>	<p>飼料自給率の向上を図るため、飼料畑を団地化すること等により長大作物の作付を拡大することは重要である。</p> <p>強い農業づくり交付金や酪農飼料基盤拡大推進事業等各種対策を有効に活用し、飼料自給率の向上を図っていただきたい。</p>
熊本県	<p>土地集積の困難性</p> <p>飼料作付け地確保や耕作放棄地の放牧利用等を進めるためには、土地の集積が必要であるが、貸付を渋る事例や不在地主も多く、進んでいない。</p> <p>農業委員会等の積極的関与を要請</p> <p>土地の集積による飼料基盤拡大への農業委員会の積極的関与が必要。</p> <p>本県では、農業委員会事務局長会議において、耕作放棄地解消対策としての放牧利用事例紹介と効率的な利用のための土地集積への協力要請を行ったところ。</p> <p>全国段階でも共通認識として取り組む必要がある。</p>	<p>土地の集積や耕作放棄地の適正な活用については、国としてもその取組を推進し、関係機関に対し協力をお願いしているところ。</p> <p>今後とも、都道府県においては、取組の一層の推進をお願いしたい。</p>
<b>放牧、コントラクター関係</b>		
福岡県	<p>本県では、今年度より遊休農地を活用した放牧実証調査を実施し、また県内市町村においても独自に同様の調査を実施しており、農家や市町村からも注目され、今後の普及が期待されている。</p> <p>こうした状況で、実際に農家が放牧を開始するにあたり、耕種農家の農地を畜産農家が賃貸借契約を締結し、使用するケースも考えられるが、この場合、権利設定の移動が発生し、現行の農地法では、許可が必要となり、その手続きの煩雑さゆえ、放牧推進の障害になりかねない。</p> <p>このため、農地における一定期間の放牧については、農地法上の特例措置を設ける必要がある。</p>	<p>現行の農地法では、要望に対応できる特例措置は設けられていないことから、関係機関との連携のもと、許可に係るスムーズな手続きについてご協力をお願いしたい。</p> <p>なお、現在、国では農地制度の見直しについての検討がなされているところであり、遊休農地の活用や放牧利用の他、飼料自給率向上等に関連し、現行の農地制度に係る問題点等について、今度ともご意見をいただきたい。</p>

都道府県名	支 援 等 の 要 望	回 答 等
熊本県	<p>放牧への積極的取り組み 省力化と土地資源の有効活用、飼料の効率的な確保を図ることのできる放牧の積極的な推進が必要。</p> <p>現在進められている水田、畑地、耕作放棄地などとともに、林地の放牧利用についても進めていく必要あり。林間放牧についても、宮崎県の諸塚村の事例のように、林業と畜産の双方にメリットがある施策が必要であり、林業関係者と一体的に取り組んでいく仕組み作り。</p> <p>共同利用の放牧地について、利用頭数が減少しているところでは、権利者以外の人から牛を受け入れるような体制作りを進めること。</p> <p>水田等に放牧している農家は、小さな規模の農家が多く認定農業者となっていない人が多いため、水田農業構造改革対策の対象となれない人が多い。助成対象者として検討できないか。</p>	<p>放牧は、生産コストの低減や耕作放棄地等の解消等に資すること、獣害防止に有効なこと等の効果が再認識されつつあり、取組を推進するため、強い農業づくり交付金等による放牧地の整備や放牧に必要な電牧柵、給水施設の整備、草地畜産生産性向上対策事業による入下牧時の家畜運搬、ダニ忌避剤についての助成、耕畜連携水田活用対策により水田での取組に対し面積当たりの助成(1.3万円/10a)等を講じているところであり、地域の実情に応じ、支援策を有効に活用し放牧の取組推進をお願いしたい。</p> <p>また、については、公共牧場の有効活用に向けた支援対策を検討してまいりたい。については、耕畜連携水田活用対策の取組面積助成の仕組みを現在検討しているところであるが、非認定農家であっても産地づくり交付金は水田放牧にも活用可能と考えられる。また、強い農業づくり交付金による施設・機械助成など、利用可能な対策も活用願いたい。</p>
熊本県	<p>飼料作付けに対する労力不足の深刻化 このまま畜産経営の大規模化が進展すると、労力不足からますます自給飼料作付け敬遠傾向が強まる。</p> <p>総合コントラクターの推進 飼料生産に対する労力不足の現状から、今後、コントラクター組織の育成はますます重要となってくるが、土地条件や地域条件によって組織化が困難な地域も多い。</p> <p>例えば、畜産密集地帯では畜産サイドだけの組織化が考えられるが、畜産農家が少数の地域では、困難。</p> <p>一方、稲作作業を請け負う生産組織は、本県でも500組織程度が活動している。</p> <p>今後、稲・麦作業や飼料生産、その他地域の土地利用型作物の作業を一体的に請け負う総合コントラクター的な組織育成が望まれる。そのことにより、稲わら確保と堆肥還元など、耕畜連携も進みやすくなるのではないか。</p>	<p>ご指摘のように地域の飼料生産の担い手として、多様なコントラクターの活用は今後の重要な課題と認識しており、支援対策について検討してまいりたい。</p>
北陸農政局	<p>鳥獣害対策としての放牧推進 肉用牛増頭の観点から水田放牧を推進しているが、近年、鳥獣害対策として遊休農地等への放牧が多くなってきている。</p> <p>引き続き、飼養管理の省力化、耕作放棄地の解消及び未利用地利用とともに、鳥獣害防止といったメリットを生かすために、放牧の取組推進を畜産サイドはもとより、農産サイド(鳥獣害担当)からも推進していただきたい。</p>	<p>放牧については、耕作放棄地を解消し獣害を防止するための有効性が再認識されているところである。生産局内においても、農産サイドと連携を図っているところであり、地域においても関係者間の連携により、耕作放棄地等を活用した放牧の取組推進をお願いしたい。</p>

都道府県名	支 援 等 の 要 望	回 答 等
<b>耕畜連携対策、稲WCS、稲わら関係</b>		
福島県	<p>耕畜連携水田活用対策の作業スケジュール及び実施要領等の早急な提示          現在、次期産地づくり対策についてあらたな米の需給調整システムに対応すべく組織を見直しており、耕畜連携水田活用対策は水田農業推進協議会を事業実施主体と想定していることから、スケジュールや実施要領が決定し次第提示するとともに、関係機関、団体へ十分な説明を行うなど配慮していただきたい。          また、水田の産地づくり対策と耕畜連携水田活用対策の実施年数が異なること等の先行き不透明感が水田への飼料作物作付推進の障害の一因となっており、これを払拭するため今後の施策の中・長期展望を示していただきたい。</p>	<p>耕畜連携水田活用対策の事業説明等を11月中旬を目途に、地方農政局を単位とした説明会を行い、都道府県、生産者団体、水田農業推進協議会等関係機関への周知を図ることとして計画しているところであり、スケジュールや実施要領等についても早急に提示したいと考えている。</p>
北陸農政局	<p>耕畜連携水田活用対策事業について          生産局長が別に定める要件を満たす生産集団について「6ヘクタール以上の飼料作物の作付けを行っていること」の面積要件があるが、この要件により助成対象者とならないものが見受けられるため、要件の緩和をしていただきたい。          団地化の取組について          完全接続辺を有している耕畜連携助成水田でなくても、地域・集落内である一定の面積が確保されていれば対象とするようにしていただきたい。          助成の対象となり得る水田が隣接していないため、団地化要件に合致しない転作 田が見受けられる。          地域の特性に適合する飼料作物の協議について          現行の対策要領において、飼料作物の範囲に掲げられているもの以外については、都道府県協議会が地域の特性に適合し、かつ、水田においてその生産振興を図る必要が認められる飼料作物については、地方農政局長と協議して指定することとなっているが、飼料作物の範囲の中に「飼料作物優良品種種子利用促進要領」により都道府県において指定された奨励品種も含む」ことにしていただきたい。</p>	<p>品目横断的経営安定対策等、19年度から実施される対策の取組要件は従来の対策よりも厳しくなっている中で、耕畜連携水田活用対策はその取組要件の大枠は維持した形で現在見直しの検討を行っているところである。          このため、要件の緩和は困難であることを御理解いただきたい。</p>
宮城県	<p>稲発酵粗飼料栽培における適用農薬(殺虫剤、殺菌剤、除草剤、湛水直播きにおける酸素供給剤)の拡大をお願いしたい。</p>	<p>稲発酵粗飼料に対して使用が適当な農薬については、残留性試験等の結果を踏まえ、18年3月発行の「稲発酵粗飼料生産・給与技術マニュアル」において合計63剤(うち殺虫剤20剤、殺菌剤20剤、除草剤は20剤、その他3剤)をリストアップしており、17年12月実施の「稲発酵粗飼料要イネ栽培に係る使用農薬調査」における要望やポジティブリスト制度の導入等を勘案しながら、追加のための試験等を18年度も引き続き実施し、今後とも、使用が適当な農薬の拡大を図ってまいりたい。</p>
福島県	<p>稲WCS生産における除草剤の検討と情報の迅速化          稲WCSの生産に係る農薬の使用については、「生産・給与技術マニュアル」及び平成17年6月通知において、使用可能な農薬示されているが、生産拡大のためには使用可能な除草剤の拡大(90日タイプ)が必須となっている。          また、農薬の適正使用の通知については、国から末端農家まで伝達する時期には、散布適期は過ぎてしまっていることもある。          このため、使用農薬の拡大と早急な伝達をお願いしたい。</p>	<p>また、使用が適当な農薬の追加については、残留性試験等の結果を受けできるだけ早期に通知できるよう努めてまいりたいと考えており、関係者においては、その速やかな伝達等についてお願いするとともに、適切な農薬の使用を指導・実施していただきたい。</p>
福島県	<p>稲わらの高品質化に向けた技術開発          天候により稲わらの収集が困難な地域での稲わらの品質保持技術や降雨後の品質回復技術等の高品質化技術を開発していただきたい。</p>	<p>技術会議事務局によるプロジェクト研究「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」において、今年度から稲わらのサイレージ調製・給与技術の開発に取組んでおり、今後とも研究成果を踏まえた情報提供等に努めてまいりたい。</p>

都道府県名	支 援 等 の 要 望	回 答 等
北陸農政局	<p>稲わらの利用拡大について  畜産サイドでは「稲わら」を飼料用として有効利用することを推進しているが、農産サイドでは「稲わら」をすき込みすることを推進している。都道府県等の栽培指針等にすき込みすることが唱われている。  近年、都道府県組織も農と畜が一緒になった体制(農畜産課等)になっており、稲わらはすき込みしましょう言う一方で、飼料用に収集しましょうという相反する考えが混在してしまい、対応に苦慮する。  畜産サイドだけでなく、農産サイドからも稲わらの飼料利用が図られるよう働きかけをしていただきたい。</p>	<p>稲わらは様々な形態で利用可能な資源であり、総体的に見れば飼料利用、すき込み利用は伴に必要な取組である。このため、どちらを優先するかという問題は、地域の飼料用稲わらの需給状況等の状況に応じて判断すべき問題であり、地域の状況把握に努め適切な働きかけを行って頂きたい。  なお、農地・水・環境保全向上対策のパンフレットにおいても、稲わらのすき込みはたい肥の施用と並列で環境負荷低減に資する取組の例として記載されており、稲わらとたい肥の交換等地域の創意工夫の取組を推進して頂きたい。</p>
その他		
岩手県	<p>飼料増産にかかる取組み事例の紹介について  飼料増産にかかる優良事例の紹介は各種行われてはいるものの、ライブラリー化又はデータベース化まではされておらず、必要なときに参考事例を検索するツールがないことから、飼料増産優良事例データベースの構築をお願いしたい。</p>	<p>現在、飼料増産に係る優良事例については、各自治体や団体において各種事例を取りまとめ、飼料増産に向けた普及啓発に活用いただいているところ。こうした事例を網羅的に整理しデータベース化したものはないが、その有効性や実現性についてご意見・ご要望等いただきたい。  また、肉用牛放牧にかかる事例については、当課で冊子(肉用牛放牧推進に向けての取組み)に取りまとめたので参考にさせていただきたい。さらに、日本草地畜産種子協会のホームページ内に当協会編集の飼料増産に向けた事例等を掲載しているのでご利用いただくとともに、当協会に対し優良事例等の情報提供をお願いする。</p>
福島県	<p>安価で低労力な獣害防止対策技術開発の早期化  近年、クマやイノシシ等による長大作物(とうもろこし)の被害が拡大しており、畜産農家の作付意欲を減退させる大きな要因となっていることから、鳥獣害対策の早期達成についてご尽力願いたい。</p>	<p>獣害防止策として放牧の効果が各地で確認されており、放牧の取組に係る支援策等を活用し、飼料畑周辺における放牧の導入などについても検討願いたい。</p>
福島県	<p>畜産関連団体への実効性のある働きかけ  ポジティブリスト制度等により輸入粗飼料に残留する農薬等に対する不安が増大していることから、生産者団体の輸入粗飼料からの脱却に向けた指導を一層進めて頂きたい。</p>	<p>ポジティブリスト制度は、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するものであり、特に自給飼料に対する農薬の使用については、基準を守って散布等すれば対象作物は残留基準を超えることはないことから、飛散(ドリフト)防止の徹底とともに、適正な使用をお願いしたい。  また、酪肉近にうたわれているとおり、輸入飼料への依存体質から脱却し自給飼料基盤に立脚した畜産経営を育成する重要性に基づき、飼料自給率目標の達成に向けた飼料増産運動を引き続き推進してまいりたい。</p>
福島県	<p>粗飼料完全自給に対する消費者への理解醸成  粗飼料自給率100%を図るためには、国産粗飼料で生産された畜産物に対する消費者の評価が不可欠であることから、一部の生産者組織で行っているPR活動等について国を挙げて取り組み、HPやパンフレット等による情報提供の充実と継続的に国民への情報を発信して頂きたい。  また、有機畜産物とは別に国内粗飼料100%給与で生産された畜産物の認証も見据えた生産、流通、販売段階での支援体制づくりもお願いしたい。</p>	<p>粗飼料自給率向上に向けた取組は、食料自給率の向上はもとより、国土の有効利用や資源循環型畜産の確立を図る上からも重要であることから、パンフレットやポスター、新聞掲載、コンクール・シンポジウムの開催などを通じて、自給飼料増産の重要性について、生産者のみならず消費者の理解醸成に向けた普及啓発を行っているところ。円滑な飼料自給率向上の政策を推進していくためには、幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、今後ともより一層の情報提供に努めてまいりたい。  さらに国産粗飼料を100%給与した畜産物の新たな認証・表示制度の可能性について調査を実施しているところである。</p>

都道府県名	支援等の要望	回答等
福島県	<p>国内産粗飼料100%給与により生産された畜産物の科学的有利性の普及・啓発            国産粗飼料100%給与により生産された畜産物は、畜産農家及び地域住民にとっては、生産コストの低減、資源循環型農業の確立、農村環境の保全等のメリットがみられるが、消費者へは啓発する上での根拠が希薄である。よって、上記畜産物を安定的に消費・流通されるためには各種試験研究等による科学的知見に基づく有用性を一層追求し畜産関係者内外へ広く普及啓発していただきたい。</p>	<p>技術会議事務局によるプロジェクト研究「粗飼料多給による日本型家畜飼養技術の開発」において、今年度から粗飼料多給による良質畜産物の効率的生産とそのための品質評価法の開発に取り組んでおり、今後ともこうした研究成果を踏まえた情報提供や普及啓発等に努めてまいりたい。</p>
東京都	<p>飼料自給率向上の取り組みを加速させるための要望            都内の乳用牛及び肉用牛生産者を対象としたアンケート調査では、自給作物だけで粗飼料が賅える生産者はなく、不足分は輸入乾草等の購入に依存しています。            国産の流通乾草等を購入している生産者はいませんでした。            この原因として、都内で、輸入乾草が48円/kg前後で入手できるのに対して、国産の乾草が8～10円程度割高なためと考えられます。            都内では、都市農業の有利性を生かした軟弱野菜や果樹・花卉の生産が主体で、生産物価格の低い飼料作物の作付面積が、今後増加することは期待できません。            都内の畜産農家が国産流通粗飼料を購入するようになれば、国レベルでは飼料自給率が向上することになるので、国産と輸入物の価格差縮減のための対策をよろしくお願いします。</p>	<p>大家畜経営においては飼料費低減による収益性の向上と経営の安定を図ることが必要であり、そのためには、飼料作物の生産コストが輸入粗飼料価格と比較して低いという優位性を生かした、自給飼料の生産拡大の取組が重要となっています。しかしながら、十分な飼料基盤が確保できない地域については、行動会議等を通じて需給マップやネットワークを活用した粗飼料確保を推進するとともに、飼料生産コストの一層の低減に向けた生産性の向上やコントラクターの利活用等に対する支援を講じてまいりたい。</p>
熊本県	<p>市町村における合併の進展と財源不足            合併進展と財源不足により畜産の担当区域の広域化及び人員削減が行われ、畜産現場の状況把握や人的支援等が困難となっている。            品目横断的経営安定政策、農地・水・環境保全対策等重要案件に人的資源が重点配分され、畜産部門に人手が割けない状況。広域JAにおいても同じ。</p>	<p>市町村、JAの合併等により人員確保が困難となってきていることは承知しているが、水田における飼料作物の生産は、飼料自給率の向上のみならず、国土の有効活用、資源循環型畜産の確立の観点からも重要な取組であることから、適切な財源や人員の配置が必要である旨、引き続き関係機関への働きかけに努めて頂きたい。</p>
北陸農政局	<p>公共牧場、閉鎖ゴルフ場等の草地の有効利用            近年、公共牧場やゴルフ場の閉鎖が多くなっている。折角、整備されているものを放置したままにしておくことなく、草地として有効利用できるよう採草・放牧等を実施し、推進していくことが望ましい。</p>	
北陸農政局	<p>国土交通省との連携強化(河川敷、空港からでる草資源の利用)            河川敷や空港において除草される草について、有効利用されていないものが見受けられる。今後、関係機関が連携を図り、飼料用として利用できるよう推進していくことが望ましい。</p>	